

原価算定期間終了後の事後評価について

(趣旨)

東京電力、北陸電力、中国電力及び沖縄電力の供給約款等に基づく電気料金の原価算定期間終了後の事後評価に関して、経済産業大臣への回答について御検討いただく。

主なポイント

1. 審議状況等

3月10日 経済産業大臣より委員会へ意見聴取

<電気料金審査専門会合における審議>

3月22日 第12回 ・東京電力、北陸電力、中国電力及び沖縄電力の事後評価に関する審査基準に基づく審査
・東京電力の事後評価に関する追加検討

4月5日 第13回 ・東京電力の事後評価に関する追加検討
・まとめ案についての審議

2. 電気料金審査専門会合における審査結果について

①東京電力、北陸電力、中国電力及び沖縄電力の4社について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第23条第1項の規定による供給約款等の変更の認可の申請命令に係る「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(平成12・05・29資第16号)第2(20)④に照らし、電気事業利益率等についての検討を実施した。電気料金審査専門会合において、値下げ認可申請の必要があるとは認められないことで認識が一致した。

②東京電力について、平成24年の料金値上げ時に経済産業省として継続的に監視していくこととされていたこと及び消費者基本計画の工程表に記載されている内容を踏まえ、追加の検討を実施した。具体的には、費目毎の料金原価と実績との比較及び乖離状況等、自由化部門と規制部門の利益率の状況及び部門間の差異並びに経営効率化の取り組み状況について、事業者からの説明等に基づき審議を実施し、合理的な理由無く料金原価を上回る実績となっていないことなどを確認した。

3. 経済産業大臣への回答について

本日の電力・ガス取引監視等委員会において、上記を踏まえて経済産業大臣への回答について御検討いただく。

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・05・29資第16号）（抜粋）

第2 不利益処分（20）④

法第19条第1項の認可を受け、又は同条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた供給約款における料金について、当該供給約款の実施日の属する年度の4月1日から起算して当該料金（一般電気事業供給約款料金算定規則第19条の2若しくは第19条の22の規定により同規則第19条の2第1項各号に掲げる変動額若しくは同規則第19条の22第1項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第19条第1項の変更の認可を受けた場合又は同規則第20条の2若しくは第20条の4の規定により同規則第20条の2第1項各号に掲げる変動額若しくは同規則第20条の4第1項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第19条第4項若しくは第7項の規定により変更後の供給約款を届け出た場合にあっては、変更後の供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた供給約款で設定した料金）を算定した際に定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価において、一般電気事業者の財務の状況が次のいずれかに該当すると認められることにより値下げ認可申請の必要があると評価した場合であって、当該一般電気事業者が当該認可申請の準備に着手しない場合にあっては、当該定期的な評価の結果及びその過程で得られた情報。ただし、当該認可申請の要否を評価するに当たっては、部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要・特定規模需要外部部門の災害その他特別の事情による純損失の有無を考慮するものとする。

イ 部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の電気事業収益から電気事業費用を減じて得た額の当該電気事業収益に対する割合（以下「電気事業利益率」という。）の直近3年度間の平均値（法第19条第1項の変更の認可を受けた一般電気事業者（一般電気事業供給約款料金算定規則第19条の2又は第19条の22の規定により同規則第19条の2第1項各号に掲げる変動額又は同規則第19条の22第1項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第19条第1項の変更の認可を受けた一般電気事業者を除く。）及び法第19条第4項の規定により変更後の供給約款を届け出た一般電気事業者（同規則第20条の2又は第20条の4の規定により同規則第20条の2第1項各号に掲げる変動額又は同規則第20条の4第1項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第19条第4項の規定により変更後の供給約款を届け出た一般電気事業者を除く。）であって、変更後の供給約款の実施日が直近2年度間に属する一般電気事業者にあっては、直近年度の電気事業利益率又は直近2年度間の電気事業利益率の平均値。ロにおいて同じ。）が全ての一般電気事業者の直近10年度間の電気事業利益率の平均値を上回っており、かつ、一般需要部門の超過利潤（一般需要部門の税引前当期純利益又は純損失に支払利息を加え、法人税等、財務収益（預金利息を除く。）及び事業報酬額を減じて得た額をいう。）の累積額が一般需要部門の事業報酬額を超過していること。

ロ 電気事業利益率の直近3年度間の平均値が全ての一般電気事業者の電気事業利益率の直近10年度間の平均値を上回っており、かつ、部門別収支計算規則に基づいて整理された特定規模需要部門の電気事業収益から電気事業費用を減じて得た額が直近2年度間連続して零未満であること。